



特集

2

スマホアプリの消費者保護

高木 浩光 Takagi Hiromitsu

独立行政法人産業技術総合研究所セキュアシステム研究部門主任研究員／博士（工学）

専門はコンピューターセキュリティとプライバシーの問題。2011年の刑法改正で、不正指令電磁的記録（コンピューターウイルス）に関する罪の創設を巡り、法解釈に重大なブレが生じていることを参議院法務委員会で指摘（参考人意見陳述）したほか、2012年の不正アクセス禁止法改正、2013年の行政手続番号利用法（マイナンバー法）にも関わるなど、技術を踏まえた制度のあり方について研究、提言している。



情報を盗むスマホアプリ

ここ1年ほどの間に、スマートフォン（以下、スマホ）が急速に普及したことで、スマホ用のアプリケーション・プログラム（以下、アプリ）^{*1}が利用者のプライバシーに関わる問題を引き起こし、社会不安が広がる騒ぎが何度かありました。

2012年4月には、グーグルのアプリ配布サイトに掲載されていた「〇〇 the Movie」という名前のアプリが、見た目は、人が〇〇というゲームで遊ぶようすを動画で視聴するアプリなのに、実際はその裏で、利用者のスマホ内の電話帳データ（スマホに登録した知人の電話番号やメールアドレス）をサーバーに送信してしまう、いわゆる「スパイウェア」であることが発覚し、大きな話題になりました。

この件は、アプリを配布していた事業者が5月に警視庁に家宅搜索され、10月に関係者5人が逮捕されるという刑事事件となりました。このとき容疑となったのは、刑法168条の2の「不正指令電磁的記録供用罪」という罪です。2011年の刑法改正で、コンピューターウイルスを他人に実行させる行為などが新たに犯罪として規定されました。人が電子計算機（つまりパソコンやスマホ）を使用するに際してその意図に反する動作をさせるような不正なプログラム（ス

マホではアプリ）を、そうとは知らない人に配布する行為は犯罪とされる場合があるのです。

その後、この事件は12月に嫌疑不十分の不起訴処分となりました。そのため、こういう行為は合法なのかという憶測が飛び交いました。アンドロイド^{*2}のスマホでは、アプリをダウンロードするときに、電話帳データの使用について「パーミッション」（使用の許可）を利用者が確認するようになっています。これが「利用者の同意」を意味し、「利用者の意図に反する動作をさせたとはいえない」として、不正指令電磁的記録供用罪に当たらないとする判断があったのではないかという説が、新聞で報道されました。しかし、これは、弁護人の主張を記者が報じたもので、検察の見解ではないようです。実際、京都府警が検挙した別の事件では、同様のアプリの配布者に対し地裁が有罪判決を出しています^{*3}。

利用者の有効な同意

「利用者の同意があると言えるか」というのは、今日、プライバシー保護をめぐる議論で注目の話題となっています。利用者がアプリのダウンロード時に電話帳データを使うことを示すパーミッション画面の許可ボタンを押すことは、誰に何の許可を与えているのでしょうか。これは、技術的には、電話帳データをアプリのプログラ



ム内で使用することの許可をアプリに与えているに過ぎず、電話帳データをサーバーに送信することまで許可しているわけではありません。したがって、このボタンを押したからといって、電話帳データを事業者が利用することに利用者が同意しているとはいえません。

人をだましてデータを盗む意図でアプリを配布することは警察に摘発してもらわなければならないのですが、利用者の価値観によって、許容できるものであったり、できないものであったりする場合があります。例えば、GPSの位置情報を使うアプリについて、位置情報を無断で収集されることが平気な人もいれば、許せない人もいます。

しかし許せない人がいるという理由で、情報を送信するアプリを一律に規制してしまえば、アプリを活用したサービスの発展を阻害することになります。消費者のプライバシー保護とサービスの発展を両立させるためには、アプリが具体的に何をやるものであるかを事業者が自ら明らかにして透明性を高め、利用者が使うか使わないかを選択できるようにするほかありません。

しかしながら、現状をみると、「利用規約に書いているから違法ではない」「個人情報に該当しないので違法ではない」といった態度をとる事業者が少なくないのです。その一方で、悪質なアプリで人をだまそうとする人たちも、利用規約のようなものを分かりにくく用意して、法の網をかいくぐろうとしています。

こういう状況ですから、正当な事業者には、利用者の誤解を避けるための配慮が求められます。つまり、利用者が誤解したままアプリを使用してしまい、後から「そうと知っていたら使わなかった」と後悔しないようにすることです。人の価値観によって許容できたりできなかったりするプライバシー情報の送信においては、送信の各場面で、いまから何をどうしようとしているのか、十分に説明して、利用者が真に理解して同意したうえで利用できるよう、開発段階

から工夫してアプリを作成することが求められます。

総務省の提言

このような経緯があり、総務省は2012年8月、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」という提言を発表しました。アプリ提供者は透明性を高め、信頼されるアプリの利用環境を構築していこうというものです。この提言に法的拘束力はありませんが、これを受けて、携帯電話向けサービスの業界団体である一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムが、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」を発表しました。今後、他の業界団体にも、自主的なガイドライン策定が期待されます。

ガイドラインは、アプリを提供する際には「アプリケーション・プライバシーポリシー」を表示するべきとしています。従来、日本で「プライバシーポリシー」というと、会社全体の個人情報保護方針を示すものがほとんどでした。しかし、「アプリケーション・プライバシーポリシー」はそれとは別のものです。個々のアプリが具体的に何をやるものか、プライバシーに関わる情報の送信の有無等を明示するポリシーの公表が求められています。

例えば、グーグルのアプリ配布サイトには、アプリごとに、プライバシーポリシーへのリンクを表示する場所が用意されています。ここに「アプリケーション・プライバシーポリシー」を掲載することが期待されています。しかし日本の事業者の現状を調べてみますと、まだ多くのアプリには掲載されていない状況です。仮にあつたとしても、従来型の個人情報保護方針が掲載されているだけで、そのアプリが何をやるものかという記述がないものもみられます。まだまだ啓発が必要な状況です。



利用者の同意があっても 許されない場合

2013年1月、「全国共有電話帳」というアプリが登場し、批判の声が上がりました。このアプリの主機能は、NTTの電話帳「ハローページ」に掲載された電話番号と住所を検索するものです。しかしこのアプリを起動すると利用者のスマホ内の電話帳データをサーバーに送信し、誰でもそれを検索できるという機能も搭載していたのです。

このアプリは、スマホの電話帳データを送信する前に、「アプリ利用者の電話帳の情報を他のアプリ利用者が検索可能なデータベースに登録します」と説明して、利用者の同意を求めろしくみになっていました。しかし、送信されるデータはその利用者の知人の連絡先情報であり、その人たちの同意があるとは通常考えられません。そのため、「誰かがこのアプリを使用したら自分の携帯電話の電話番号を公開されてしまう」という不安が広がり、「絶対に入れちゃダメ!」という注意喚起の声が上がりました。

その後、このアプリはGoogleによって強制的に削除されたようです。

個人情報でなく パーソナルデータの保護を

アプリによる情報収集に対して非難の声が上がった際に、アプリ提供事業者が、「収集する情報は個人情報に当たらないので合法である」と釈明するケースが何度かありました。確かに、日本の個人情報保護法における「個人情報」としては、「生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(2条1項)でなければ「個人情報」に当たらないと言うことができずしてしまいます。

これに対し、アメリカでは2012年、「消費者プライバシー権利章典」が定められました。そ

こで保護する情報は、特定の消費者を識別する情報に限らず、特定のコンピューターやデバイスにリンクして識別する情報も含むものとされました。つまり、誰の情報かは分からない状態であっても、どのパソコンやスマホに関連づけられた情報か分かっている状態での履歴情報なども保護の対象とするのです。

このままでは、日本だけプライバシー保護の水準が諸外国と異なるものとなってしまうかれません。そのような状況のなか、総務省が2013年6月、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」を発表しました。そこでは、個人情報保護法のいう個人情報に該当しない情報であっても、「保護されるパーソナルデータ」に該当するものについては、一定のルールを守っていくべきとしています。

何をもって「保護されるパーソナルデータ」というべきかは、まだ議論が必要なところですが、総務省の報告書では、「実質的個人識別性」という概念を「プライバシーの保護というパーソナルデータの利活用の基本理念を踏まえて実質的に判断される個人識別性」と定義し、そのような識別性のあるものを「保護されるパーソナルデータ」としています。

総務省の報告書に続き、内閣の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」から、『世界最先端IT国家創造』宣言』が発表され、その中で、パーソナルデータの保護について「新たな法的措置を視野に入れた、制度見直し方針を年内に策定する」と明記されています。今後近いうちに、こうした問題の根本的解決が図られるのではないかと期待されます。

- * 1 スマホでは利用者がアプリを自由に選んで追加できる。アプリの追加は、利便性を高める一方で、情報を盗まれるなどの危険も生じ得る。
- * 2 日本でも広く普及しているスマホ用オペレーティング・システム（OS）の1つで、Googleがアプリの公式配布サイトを提供している。
- * 3 京都地裁平成25年5月24日判決